

総量削減義務と排出量取引制度における 再エネクレジット*算定ガイドライン

*再エネクレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11 第1項
第2号エの「環境価値換算量」及び同号カの「その他削減量」
（電気等環境価値保有量に係るものに限る。）を総称したものをいう。

2024（令和6）年9月

（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

第 1 部	はじめに.....	1
1	本ガイドラインの概要.....	1
2	本ガイドラインの位置づけと構成.....	1
第 2 部	環境価値換算量の算定方法等.....	4
第 1 章	再エネクレジットを算定できる再生可能エネルギー.....	4
1	再生可能エネルギーの利用形態.....	4
2	再生可能エネルギーの種類.....	4
3	認証可能電力量の確認方法.....	6
4	環境価値換算量の算定.....	8
5	環境価値の重複利用の回避.....	9
第 2 章	再エネクレジットの申請方法.....	12
1	再エネクレジット発行のための全体のフロー.....	12
2	設備認定.....	13
3	電力量認証.....	21
第 3 章	再エネクレジットの有効期間.....	24
第 3 部	その他削減量の算定方法等.....	25
1	グリーン電力証書.....	26
2	グリーン熱証書.....	32
3	RPS 法の新エネルギー等電気相当量.....	35

A 号様式	再生可能エネルギー設備認定（変更）申請書
B 号様式	再生可能エネルギー設備所有者名義等変更届出書
C 号様式	再生可能エネルギー設備認定廃止届出書
D 号様式	再生可能エネルギー電力量認証申請書
E 号様式	その他削減量に係る電力等の認証申請書
F 号様式	再生可能エネルギー設備認定（否認）通知書
G 号様式	再生可能エネルギー電力量認証（否認）通知書
H 号様式	その他削減量に係る電力等の認証（否認）通知書

第 1 部 はじめに

1 本ガイドラインの概要

平成 20 年 6 月 25 日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。通称「環境確保条例」。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（通称「総量削減義務と排出量取引制度」。以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。

本ガイドラインは、再エネクレジットを、一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載したものである。

2 本ガイドラインの位置づけと構成

(1) 本ガイドラインの位置づけ

本制度では、排出量取引により、他事業所の特定温室効果ガス（燃料、熱又は電気（以下、「燃料等」という。）の使用に伴って排出される CO₂）の削減量及び環境価値を特定温室効果ガスの削減量に換算した量である次の 5 種類の量を取得して、削減義務に充当することができる。

- ・ 超過削減量
- ・ 都内中小クレジット
- ・ 再エネクレジット
- ・ 都外クレジット
- ・ 埼玉連携クレジット

本ガイドラインは、上記のうち、再エネクレジットの量の算定方法及び認定申請方法について定めるものである。

電気等の環境価値とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）第 4 条の 12 第 1 項で定める「再生可能エネルギー」を変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギー資源の枯渇防止に貢献する価値をいう。

なお、再エネクレジットは次の2つのものを含む。

ア 再エネクレジット（環境価値換算量）

本制度で定める方法により認定された設備において、算定される再エネクレジット（条例第5条の11第1項第2号エの「環境価値換算量」）

イ 再エネクレジット（その他削減量）

他制度で認められた電気等の環境価値を再エネクレジットに変換したもの（条例第5条の11第1項第2号カの「その他削減量」）

（2）本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの概要を記載したものである。本ガイドラインの概要及び位置づけについて記載している。

第2部は、本制度で定める方法により算定される環境価値換算量の算定方法等について示したものである。

第1章では、再エネクレジットの対象となる利用形態及び種類、再エネクレジットの算定方法及び重複回避について記載している。

第2章では、再エネクレジットの発行を受けるために必要な申請方法について記載している。

第3章では、再エネクレジットの有効期限について記載している。

第3部では、他制度で認められた電気等の環境価値を再エネクレジットに変換したその他削減量の算定方法等について示したものである。

具体的には、グリーン電力証書、グリーン熱証書及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）の新エネルギー等電気相当量について記載している。

※RPS法は、再エネ特措法に規定する経過措置により、当分の間、なお効力を有するものとされていた。当該経過措置は2017（平成29）年度から5年間とされ、2021年度分経過措置利用量の義務履行及び2022年度経過措置利用量の届出をもって、RPS制度は終了している。RPS制度における手続きが完了し、本制度への手続きが可能となっている新エネルギー等電気相当量については、本制度の申請において受け付けるものとする。

なお、本ガイドラインにおいて東京都への申請について記載しているが、当該申請書に添付する書類（添付書類等）は、「書類」、「文書」、「図面」、「資料」、「複写」などの書面により行うこととしているもののうち、電磁的記録のあるものは当該書面等の添付に代えて電磁的記録を添付することにより行うことができる。

(3) 再生可能エネルギーの熱利用について

再生可能エネルギーの熱利用については、発熱量の計測、認証方法等が、十分に確立しているとはいいがたい。そこで、当面、認証方法が確立しているグリーン熱証書についてのみ再エネクレジットの対象となることとする。詳細は、本ガイドラインの第3部を参照すること。

第2部 環境価値換算量の算定方法等

第2部では、再エネクレジットのうち、第1部2（1）ア 再エネクレジット（環境価値換算量）について解説する。なお、第1部2（1）イ 再エネクレジット（その他削減量）については、第3部を参照すること。

再エネクレジット（環境価値換算量）の発行を受けるためには、あらかじめ再生可能エネルギーを利用する設備が本ガイドラインにおける基準を満たしているか東京都の認定（以下「設備認定」という。）を受けたうえで、その設備において発電した電力量に関して東京都の認証（以下「電力量認証」という。）を受ける必要がある。

なお、電力量認証に当たっては、原則として、認証の対象となる電力量を発電した年度の4月1日時点の本ガイドラインを適用するものとする。ただし、令和6（2024）年度に発電した電力量については、2025年4月1日時点の本ガイドラインを適用する。

第1章 再エネクレジットを算定できる再生可能エネルギー

1 再生可能エネルギーの利用形態

対象となる再生可能エネルギーの利用形態は、次の2種類である。

- ・ 再生可能エネルギーにより発電した電力の自家消費（隣接した供給先への特定供給を含む。）
- ・ 再生可能エネルギーにより発電した電力を、電気事業者（発電所外）に送電※
※電気事業者との売電契約を行っているものに限る。

2 再生可能エネルギーの種類

再エネクレジットの対象となる再生可能エネルギーの種類は、当面、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスとする。

（1）太陽光、風力及び地熱による発電

太陽光、風力及び地熱による発電（以下「太陽光発電等」という。）については、特に発電型式などの制限はない。

(2) バイオマスによる発電

再エネクレジットの対象となるバイオマスによる発電は、化石燃料を含む投入燃料全体の発熱量に対するバイオマス燃料（再エネ特措法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 11 号ハ※に規定される基準に適合しないバイオマスを除く。）の発熱量の比率（以下「バイオマス比率」という。）が、95%以上であるもの（以下「特定バイオマス発電」という。）に限る。バイオマス燃料及びバイオマス比率の考え方の詳細は、第 2 章 2（3）ウを参照すること。

なお、再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハに規定される基準に適合しないバイオマスを除く取扱いについては、令和 7（2025）年度（第 4 計画期間）以降に発電された電力の電力量認証及び再エネクレジットの発行申請から適用する。令和 6（2024）年度（第 3 計画期間）までに発電された電力の電力量認証及び再エネクレジットの発行申請については、従前どおり木材パルプの製造の際に生じる廃液（黒液）をバイオマス燃料から除く取扱いとする。

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号

十一 当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、次に掲げる基準に適合すること。

（1）調達するバイオマスについて持続可能性が確保されていることが確認できること。

（2）調達するバイオマスについて流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。

基準適合の判断については、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf)

(3) 水力による発電

再エネクレジットの対象となる水力発電は、原則として、次の要件全てに合致するもの（以下「特定小水力発電」という。）に限る。

- ア 発電設備容量が、当該設備全体で 1,000kW 以下であること。
- イ 発電型式が、ダム式若しくはダム水路式のもの（発電のためにするもの以外の水利使用に従属するものに限る。）又は水路式のものであること。

3 認証可能電力量の確認方法

再エネクレジットの対象となる電力は、クレジットとしての取引を想定するものであることから、特定計量器等により定期的（1 か月ごとを原則とする。）に計測が行われており、かつ、その計測の結果が検針票、写真等の登録検証機関が数値を確認できる方法で記録し、保存されていることを要する。したがって、目視によりデータが転記されているが、写真等の根拠がない場合は認められない。

また、1 の項で説明した利用形態ごとの認証電力量の算定方法を次に示す。なお、電力量に関する用語は表 1 のとおり定義する。

表 1 電力量に関する用語の定義

項目	定義
全発電電力量	東京都の設備認定を受けた設備から発電された、全ての電力量
認証可能電力量	東京都の電力量認証を受けることのできる電力量
認証電力量	東京都の電力量認証を受けた電力量

～本ガイドラインにおける特定計量（特定計量制度）の取扱い～

本ガイドラインにおいては、計量法（平成 4 年法律第 51 号）で定められている特定計量器に、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）で規定されている特定計量の届出を要する計量で用いる電気計器を加えて「特定計量器等」という。

（参考：「特定計量制度に係るガイドライン」（経済産業省））

(1) 認証可能電力量（自家消費）

所内（隣接した供給先への特定供給を含む。）で自家消費している場合の認証可能電力量は、次の式に従って算定すること。なお、それぞれの電力量については、原則として、所内に設置される特定計量器等による実測により把握する。

発電補機の使用電力量については、「発電補機の定格容量×設備稼働時間」で算定することもできる。発電補機の定格容量は、製品カタログ等により確認する。なお、発電事業者が、発電補機について詳細を把握していない場合は、施工事業者に問合せの上、製品カタログ又はしゅん工図等の根拠資料を取り寄せる等の方法を取る。設備稼働時間については、月報などの書類により確認することとするが、稼働時間が曖昧である場合は、常時稼働しているものとして計算すること。

送電補機の使用電力量については、発電補機と同様に製品カタログ等で損失率を確認することとするが、送電量の3%とみなすこともできる。ただし、ここでいう送電量とは、全発電電力量から発電補機使用量を減じたものとする。

自家消費における認証可能電力量（kWh）＝

$$\begin{aligned} & \text{全発電電力量（kWh）} - \text{補機使用電力量（kWh）} - \text{電気事業者への送電量（kWh）} \\ & \text{補機使用電力量（kWh）} = \text{送電補機使用電力量（kWh）} + \text{発電補機使用電力量（kWh）} \end{aligned}$$

- ※ 発電補機とは発電を行うに当たって必要な機器類を指し、太陽光発電におけるパワーコンディショナ、風力発電における蓄電池、特定バイオマス発電における発電機まわりのポンプやファン類などがこれに当たる。
- ※ 送電補機とは、電気事業者への送電又は発電設備と自家消費場所との距離が相当ある場合の自家消費場所への送電等を目的として、発電した電力の電圧を可変とするための変圧器等を指す。
- ※ 特定バイオマス発電の場合は、上式の認証可能電力量にバイオマス比率を乗じること（算定方法は第2章2（3）ウ バイオマス比率等を参照すること。）。
- ※ 1 kWh 未満は切捨て

(2) 認証可能電力量（電気事業者への送電）

電気事業者に対して発電所の外部に送電している場合の電力量は、次の式に従って算定すること。なお、電気事業者への送電量については、送電点（電気事業者との財産境界点）に設置される特定計量器等により把握する。

電気事業者への送電における認証可能電力量 (kWh) = 電気事業者への送電量 (kWh)

- ※ 電気事業者への送電に、再エネクレジットの対象とならない電力が含まれる場合は、当該電力の量は除外すること。
- ※ 特定バイオマス発電の場合は、上式の認証可能電力量にバイオマス比率を乗じること（算定方法は第2章2（3）ウを参照すること。）。
- ※ 1 kWh 未満は切捨て

4 環境価値換算量の算定

(1) 第1計画期間、第2計画期間の発電量に関する環境価値換算量の算定

再エネクレジット（環境価値換算量）への算定方法は次のとおりとする。なお、換算係数は、特定温室効果ガス排出量の算定における電気の換算係数と同じ値とし、削減計画期間ごとに表2に掲げる値とする。この数値は、原則として削減計画期間の間、固定される。また、再エネクレジットの量は、再生可能エネルギーの種類ごとに倍率が異なる。詳細はア及びイを参照すること。

再エネクレジット (tCO₂) = 認証電力量 (千 kWh) × 電力量の換算係数 (tCO₂/千 kWh) × α

- ※ α：再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率
- ※ 1 tCO₂ 未満は切捨て

ア 再エネクレジットの量が1.5倍に算定されるもの

太陽光発電等及び特定小水力発電による再エネクレジットの発行の際には、電力量をCO₂換算した量の1.5倍分に算定する。すなわち、これらによって発電された電力量のCO₂換算量が100tCO₂であれば、再エネクレジットの発行の際に150tCO₂相当量とみなすということである。

イ 再エネクレジットの量が1.0倍に算定されるもの

特定バイオマス発電による電力の場合は、電力量をCO₂換算した量は1.0倍分で算定する。すなわち、これらによって発電された電力量のCO₂換算量100tCO₂は、再エネクレジット発行の際に100tCO₂で変化しない。

(2) 第3計画期間の発電量に関する環境価値換算量の算定

再エネクレジット（環境価値換算量）への算定方法は、第1計画期間及び第2計画期間と同様である。なお、換算係数は、特定温室効果ガス排出量の算定における電気の換算係数と同じ値（表2に掲げる値）とする。この数値は、原則として第3計画期間の間、固定される。

また、再エネクレジットの量は、再生可能エネルギーの種類によらず、電力量をCO₂換算した量の1.0倍分を算定する。

(3) 第4計画期間の発電量に関する環境価値換算量の算定

再エネクレジット（環境価値換算量）への算定方法は、第3計画期間と同様である。なお、換算係数は、再エネクレジットを発行する年度に使用する係数として東京都が公表する東京都内に供給される電気の排出係数の平均値とする。

また、再エネクレジットの量は、再生可能エネルギーの種類によらず、電力量をCO₂換算した量の1.0倍分を算定する。

表 2 電力量の換算係数

	換算係数
第1計画期間の 発電電力量	0.382 [tCO ₂ /千 kWh]
第2、3計画期間の 発電電力量※1	0.489 [tCO ₂ /千 kWh]
<u>第4計画期間の 発電電力量※1</u>	<u>再エネクレジットを発行 する年度に使用する係数 として東京都が公表する 東京都内に供給される電 気の排出係数の平均値</u> [tCO ₂ /千 kWh]

※1 毎年度1月末を、令和7（2025）年度以降（令和6（2024）年度以降の発電電力量）の電力量認証申請及び発行申請の提出期限とする。

5 環境価値の重複利用の回避

(1) 他制度との重複回避

他制度において再生可能エネルギーの環境価値が認証されている設備については、原則として再エネクレジット（環境価値換算量）の設備認定の対象にならない。

具体的には、次のとおり。

＜環境価値換算量の設備認定の対象とならない場合＞

- ・ 固定価格買取制度における設備認定を受けている設備、事業計画認定に係る設備
- ・ F I P 制度における事業計画認定に係る設備
- ・ 東京都が再エネクレジットへの変換を認めたグリーンエネルギー証書の認証機関（以下「グリーンエネルギー認証機関」という。）における設備認定を受けている設備
- ・ J-クレジット制度における登録を受けているプロジェクトに係る設備
- ・ ASSET 事業又は SHIFT 事業における補助を受けて導入された設備
- ・ 規則第 4 条の 13 第 1 項第 3 号で定める「連携県等」に該当する、他県その他の地方公共団体の制度（現時点では埼玉県のみ）における再生可能エネルギーの設備認定を受けている設備
- ・ その他、環境価値の重複にあたるものとして東京都が判断したもの

また、既に他制度の設備認定等を受けていても、当該制度において廃止の届出を行うなど、他制度の設備認定等を受けていない状態とみなすことができれば、本制度の設備認定の対象となる。

（２） 発電した電力量を本制度対象事業所で自家消費する場合の重複回避

本制度対象事業所における再生可能エネルギーにより発電した電力量の自家消費については、特定温室効果ガス排出量の算定から除外される。このとき、この自家消費分について同時に再エネクレジットを発行することは、再生可能エネルギーが有する環境価値の重複利用となるので、認められない。

自家消費分について再エネクレジットを発行することもできるが、その場合には、特定温室効果ガス排出量の削減効果を重複して取得することがないように、自家消費した電力量に当該年度に使用するものとして東京都が公表する東京都内に供給される電気の排出係数の平均値を乗じることにより、特定温室効果ガスの排出量を算定しなければならない。つまり、事業者は、次のア又はイを選択できる。

ア 自家消費した電力量について、特定温室効果ガス排出量の算定に含めないものとする（排出係数「^{ゼロ}0」として取り扱う。）。再エネクレジットの発行は受けない（第 3 計画期間に限っては、自家消費した電力量を 0.5 倍した量に 0.489 [tCO₂/千 kWh] を乗じた量を、特定温室効果ガスの削減量として排出量から控除することもできる。）。

イ 自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定する。一方、自家消費した電力量について再エネクレジットの発行を受ける（特定温室効果ガス排出量

の算定には、当該年度に使用する係数として東京都が公表する東京都内に供給される電気の排出係数の平均値を使用する。第3計画期間に限っては0.489 [tCO₂/千kWh] を使用する。))。

このような選択肢は、再生可能エネルギーが有する環境価値を、特定温室効果ガス排出量の削減量として扱うか、又は再エネクレジットとして扱うかの違いである。

ただし、事業者がどの選択肢を選んでいるのかを正しく把握しなければ、本制度においても環境価値の重複利用が発生する可能性がある。このため、本制度対象事業所における再生可能エネルギー利用設備が、本ガイドラインにおける設備認定の対象になる場合には、設備認定時に、当該事業所の特定温室効果ガス排出量の算定方法をあらかじめ確認する必要がある。

第2章 再エネクレジットの申請方法

1 再エネクレジット発行のための全体のフロー

環境価値換算量の再エネクレジットを発行するための全体のフローは、設備認定、電力量認証、再エネクレジットの発行の3段階に大別できる。ただし、電力量認証申請と再エネクレジットの発行申請は同時に行う（再エネクレジットの発行方法については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。）。再エネクレジットの申請者は設備認定及び電力量認証とともに、登録検証機関による検証を受けた上で、東京都に申請を行うことができる。なお、一度、設備認定を受けた設備は、当該設備に変更が生じない限り再認定を受ける必要はない（ただし、電力量認証は年度ごとに必要である。）。

また、電力量認証の対象となる期間は、原則として設備認定を受けた日以降を対象とする。このため、供給開始予定日（電力量認証の対象となる開始予定日）の90日前までに、登録検証機関による検証を受けた上で、東京都に申請を行うこと。

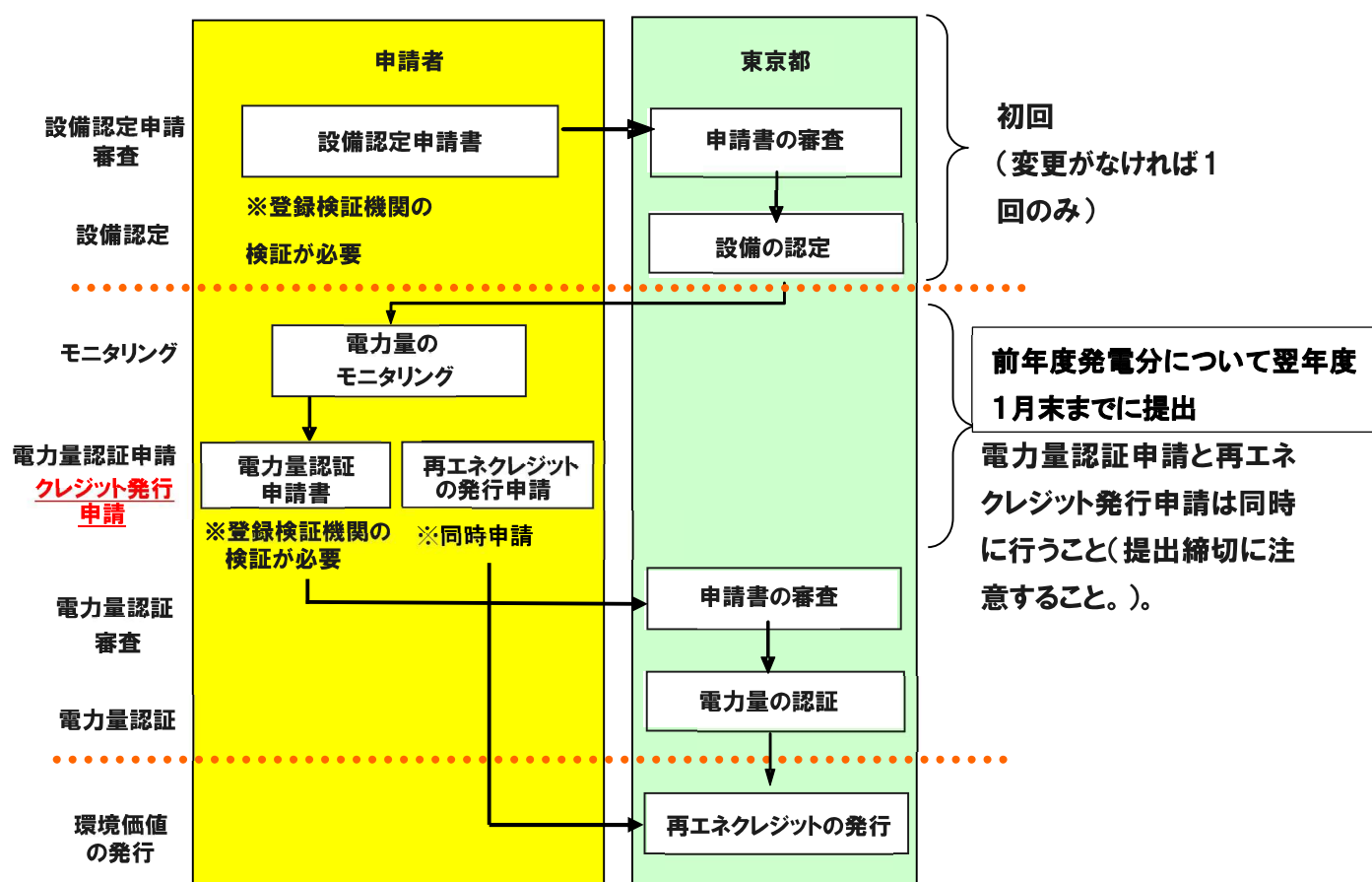


図1 環境価値換算量における再エネクレジット発行までのフロー

また、電力量認証の対象となる期間の単位は、一年度（４月１日から３月３１日まで）ごとを原則とし、四半期ごとに細分化するなど、事業者が任意で設定することはできない。ただし、発電の開始が年度途中の場合や年度途中で認証を終了したため、その日以降は認証を受けない場合等については、それぞれ当該開始の日から３月３１日まで、４月１日から当該終了の日までとなる。

２ 設備認定

（１） 設備認定の申請対象者

設備認定の申請者は、原則として認定の対象となる設備の所有者とする。

ただし、設備の所有者以外の者も、再生可能エネルギーの環境価値に関する権利が自らに移転していることが確認できる書類等又は自らが設備認定を受けることに関する設備の所有者の同意書（書式任意）（以下「権利移転確認書等」という。）を添付すれば申請ができる。

設備の所有者又は電力供給者以外の者が、委任を受けて設備認定の申請を行う場合は、設備の所有者又は電力供給者の委任状（書式任意）も併せて添付すること。

（２） 設備認定の申請方法

設備認定を受けるためには、「再生可能エネルギー設備認定（変更）申請書」（Ａ号様式）を作成し、登録検証機関による検証を受けた上で東京都に提出すること。

東京都は設備の認定又は否認の結果を、「再生可能エネルギー設備認定（否認）通知書」（Ｆ号様式）により、申請者に通知する。なお、設備認定の申請者が複数いる場合は、「再生可能エネルギー設備認定（変更）申請書」（Ａ号様式）その１に記載があるものを申請の代表者として取り扱い、通知書は代表者にのみ送付する。

＜設備認定申請書の記載項目＞

再生可能エネルギー設備認定（変更）申請書

- ・ 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- ・ 設備の名称及び所在地
- ・ 設備認定番号（※東京都が指定したもの。設備認定の変更申請時のみ記載する。）
- ・ 指定番号（※東京都が指定したもの。本制度対象事業所の場合のみ記載する。）
- ・ 再生可能エネルギーの種類、発電型式
- ・ 発電設備容量（kW）
- ・ 発電開始（予定）年月日
- ・ 申請者の連絡先等

1. 設備概要

- （1）設備概要
- （2）電力量のモニタリングポイント

2. 認証可能電力量の確認方法

- （1）認証可能電力量の算定方法
- （2）燃料等使用量の計測方法（※特定バイオマス発電の場合に限る。）
- （3）バイオマス比率の算定方法（※特定バイオマス発電の場合に限る。）
- （4）補機使用電力量の算定方法

3. その他

- （1）法令遵守の確認
 - 認定を受ける設備が周辺環境に及ぼす影響について、法令等（建築基準法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、大気汚染防止法等）で定められたものの範囲内である必要があることから、法令等を遵守していることの報告を行う。
- （2）重複回避の確認

＜添付書類＞

- ・ 申請者の印鑑証明書（紙による提出の場合に必要。既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）
- ・ 検証結果報告書（詳細報告書、チェックリスト）
- ・ 設備構造図、フロー図、単線結線図 等
- ・ 権利移転確認書等、委任状、誓約書 等
- ・ バイオマスの基準適合に関する資料（ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果等）※令和 7（2025）年度以降の認定申請から添付が必要

(3) 設備認定時のポイント

設備認定の申請に当たっては、認証可能電力量の確認方法として、次のものを示すことが必要である。

- ・ モニタリングポイントの箇所
- ・ モニタリングポイントで把握する項目
- ・ 認証対象となる電力量を特定計量器等で計測していること。
- ・ 測定結果を用いた計算方法

なお、本ガイドラインにおいては、電力量や燃料等使用量を把握する箇所（基本的には計量器の設置場所と一致する。）を「モニタリングポイント」と呼ぶ。

ここで、設備認定の申請時において、特定計量器等がモニタリングポイントに設置されていない場合は、設備認定を受ける日から電力量モニタリングを開始する日の前日までの間に設置することを条件に、設置計画のみで設備認定を受けることもできる。ただし、特定計量器等を設置することについての誓約書（書式任意）を作成し、申請時に添付すること。

ア 認証可能電力量の確認方法（自家消費の場合）

設備認定時においては、補機使用電力量のリスト等の情報を添付し、認証可能電力量の算定方法を、あらかじめ計画すること。

イ 認証可能電力量の確認方法（電気事業者への送電の場合）

設備認定時においては、自家消費の場合と同様に、認証可能電力量の算定方法を、あらかじめ計画すること。

ウ バイオマス比率等

特定バイオマス発電は、バイオマス比率が 95%以上であるものに限定している。このため、バイオマス比率が基準を満たしているかについて、定期的に確認する必要がある。

設備認定の段階では、バイオマス比率の提出は不要であるが、使用燃料の種類、燃料等使用量の把握方法、バイオマス比率の算定方法については、あらかじめ計画しておく必要がある。

ここで、本制度におけるバイオマス燃料とは、薪材、木屑、わら、家畜排泄物、食品残渣、バガス等の生物資源及びこれを利用することにより生成した、生物由来のガス・液体燃料等を指す。これに対して、本制度でバイオマス燃料とみなさないもの（以下「非バイオマス燃料」という。）は、化石燃料、生物資源に由来しない化学的な燃料及び廃棄物（化石燃料起源の廃プラスチック等）を指す。

例外として、バイオマス燃料であっても再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハに規定される基準に適合しないバイオマスは、本制度においては非バイオマス燃料として扱う。

特定バイオマス発電における認証可能電力量は、次のとおり計算される。したがって、投入されるバイオマス燃料及び非バイオマス燃料に係るモニタリングポイント、特定計量器等に関する情報も把握することが必要である。

なお、非バイオマス燃料の使用が皆無であることが明らかに認められるような状況（助燃材を投入するための装置がない場合等）は、バイオマス比率の確認そのものを省略できる（この場合のバイオマス比率は100%とする。）。

特定バイオマス発電における認証可能電力量（kWh）＝ 自家消費又は電気事業者への送電における認証可能電力量（kWh） $\times \frac{\text{バイオマス比率（\%）}}{100}$	
バイオマス比率（\%）＝	$\frac{\text{バイオマス燃料発熱量（GJ）}}{\text{バイオマス燃料発熱量（GJ）} + \text{非バイオマス燃料発熱量（GJ）}} \times 100$
バイオマス又は非バイオマス燃料の発熱量（GJ）＝ $\text{燃料使用量（t, 千 m}^3, \text{ kL）} \times \text{単位発熱量（GJ/t, GJ/千 m}^3, \text{ GJ/kL）}$	
※ バイオマス比率は、小数点以下1桁まで算定（小数点以下2桁を切捨て） ※ 認証可能電力量は、1 kWh 未満は切捨て	

バイオマス燃料及び非バイオマス燃料使用量については、購買伝票等による把握を基本とする。ただし、購買伝票等による把握が不可能な場合及び在庫変動を含めて使用量を把握する場合は、特定計量器等による実測も可能とする。

化石燃料等の単位発熱量は表 3 に示すデフォルト値を用いる。このデフォルト値は、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」における数値と同じ、本制度共通のものである。このため、東京都告示により、単位発熱量の値が変更となるときは、表 3 の単位発熱量の値も併せて変更となる。

なお、都市ガスの単位発熱量は事業者による差が大きいため、都市ガス会社ごとの単位発熱量を用いることができる。

表 3 燃料の単位発熱量

燃料の種類		第 1 計画期間～第 3 計画期間		第 4 計画期間	
		単位	単位発熱量	単位	単位発熱量
原油		kL	38.2 [GJ/kL]	kL	38.3 [GJ/kL]
原油のうちコンデンセート (NGL)		kL	35.3 [GJ/kL]	kL	34.8 [GJ/kL]
揮発油 (ガソリン)		kL	34.6 [GJ/kL]	kL	33.4 [GJ/kL]
ナフサ		kL	33.6 [GJ/kL]	kL	33.3 [GJ/kL]
灯油		kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.5 [GJ/kL]
軽油		kL	37.7 [GJ/kL]	kL	38.0 [GJ/kL]
A 重油		kL	39.1 [GJ/kL]	kL	38.9 [GJ/kL]
B・C 重油		kL	41.9 [GJ/kL]	kL	41.8 [GJ/kL]
潤滑油※		kL		kL	40.2 [GJ/kL]
石油アスファルト		t	40.9 [GJ/t]	t	40.0 [GJ/t]
石油コークス、FCCコークス		t	29.9 [GJ/t]	t	34.1 [GJ/t]
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.8 [GJ/t]	t	50.1 [GJ/t]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	44.9 [GJ/千Nm3]	千m3	46.1 [GJ/千m3]
可燃性	液化天然ガス (LNG)	t	54.6 [GJ/t]	t	54.7 [GJ/t]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千Nm3	43.5 [GJ/千Nm3]	千m3	38.4 [GJ/千m3]
石炭	原料炭	t	29 [GJ/t]	t	
	輸入原料炭	t		t	28.7 [GJ/t]
	コークス用原料炭	t		t	28.9 [GJ/t]
	吹込用原料炭	t		t	28.3 [GJ/t]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	t	
	輸入一般炭	t		t	26.1 [GJ/t]
	国産一般炭	t		t	24.2 [GJ/t]
	輸入無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	t	27.8 [GJ/t]
石炭コークス		t	29.4 [GJ/t]	t	29 [GJ/t]
コールタール		t	37.3 [GJ/t]	t	37.3 [GJ/t]
コークス炉ガス		千Nm3	21.1 [GJ/千Nm3]	千m3	18.4 [GJ/千m3]
高炉ガス		千Nm3	3.41 [GJ/千Nm3]	千m3	3.23 [GJ/千m3]
	発電用高炉ガス	千Nm3		千m3	3.45 [GJ/千m3]
転炉ガス		千Nm3	8.41 [GJ/千Nm3]	千m3	7.53 [GJ/千m3]
ジェット燃料油		kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.3 [GJ/kL]

※潤滑油（他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。）については、第 3 計画期間の単位発熱量が存在しないため、基準排出量算定で当該燃料種の排出量を算定する際は、第 4 計画期間の単位発熱量を用いること

また、表 3 に記載されていない燃料の単位発熱量は、燃料供給会社の提供値、自らによる実測値又は総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）による値を用いること。なお、自らによる実測値を用いる際は、表 4 に従うこと。

表 4 単位発熱量の実測方法

単位発熱量について自らによる実測値を用いる場合にあっては、その実測方法は JIS に従う。
<発熱量の実測に関する既存 JIS の例> ➤ JIS Z 7302:1999 「廃棄物固形化燃料－発熱量試験方法」 ➤ JIS K 2279:2003 「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」 ➤ JIS K 2301:2011 「燃料ガス及び天然ガス－分析・試験方法」

バイオマス比率算定のための燃料等使用量の把握等の頻度は、項目に応じて表 5 に従うこと。また、電力量認証の対象年度におけるバイオマス比率の要件は、算定結果の平均値が 95%以上であればよいこととする。

表 5 バイオマス比率算定のための把握等の頻度

項目	計測頻度
燃料等使用量の把握又は実測	原則、毎月 1 回以上
単位発熱量及び水分率の分析	原則、毎年度 1 回以上
組成分析（※混合燃料を使用する場合のみ）	原則、毎年度 1 回以上

＜参考＞～都市ガスの標準状態換算について（第1計画期間から第3計画期間に適用）～

都市ガスは気体燃料であるため、圧力・温度の条件によって同じ消費量でも測定される体積が異なる。このため、正確な消費量を把握するためには、測定の際、圧力・温度を把握し、標準状態に換算することが必要となる。

ガス事業者で測定されている消費量（購買伝票等に記された消費量）は、メーターにより圧力補正がされている場合（中間圧以上の供給）とされていない場合（低圧の供給）がある。このため標準状態換算するためには、メーターの圧力補正の有無について調べ、適切な標準状態換算を行う必要がある。圧力補正の有無はガス会社への問い合わせやメーターの型番確認、契約約款の確認等により把握する。

それぞれについて、購買伝票等に記された都市ガス消費量を以下の式に従って、標準状態換算した消費量を把握する。

メーターの 圧力補正	供給圧力	メーター型番の例
圧力補正なし	低圧用	頭文字が「N」
圧力補正あり	中間圧以上用	頭文字が「R」「D」

低 圧	消費量(標準状態) $\text{Nm}^3 = \frac{101.325[\text{kPa}] + 2[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[\text{K}]} \times \text{消費量(実測)} [\text{m}^3]$
中 間 圧 以 上	消費量(標準状態) $\text{Nm}^3 = \frac{101.325[\text{kPa}] + 0.981[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[\text{K}]} \times \text{消費量(実測)} [\text{m}^3]$

LPG の体積－重量換算について

LPG の消費量を気体の状態（ m^3 単位）で実測している場合、単位発熱量のデフォルト値が重量あたりの熱量（ GJ/t ）であるため、次表の基準産気率を除することで重量に換算する必要がある。

ブロック名	基準産気率 [$\text{m}^3/10\text{kg}$]	ブロックに所属する都道府県名
第1	4.69	北海道・青森・岩手・秋田
第2	4.78	宮城・山形・福島・新潟・富山・石川
第3	4.82	第1、第2、第4を除く都府県
第4	4.80	沖縄

(4) 検証を受ける主な事項

設備認定時に検証を受ける事項及び根拠となる確認書類について、次のとおり示す。

項目	検証事項	確認する書類の例
共通	申請書の記載内容が、実際の状態と相違ないか。	・ 設備認定申請書（A号様式）
	認定を受ける設備は、本ガイドラインの要件を満足しているか。	・ 電気事業法等の届出 ・ 設備構造図、フロー図、単線結線図
	特定計量器等が使用されているか。 ※未設置の場合は、設置計画でも可能。	・ 計量器検査成績表、検定証印 ・ 計測機器に関する資料
	認証可能電力量の算定方法が、本ガイドラインに沿って適切に計画されているか。	・ 設備認定申請書（A号様式その3）
	補機使用電力量の算定方法が、本ガイドラインに沿って適切に計画されているか。	・ 設備認定申請書（A号様式その4）
	認定を受ける設備は、第1章5環境価値の重複利用の回避の項の要件を満足しているか。	・ グリーンエネルギー認証機関による認定設備リスト、 <u>FIT制度、FIP制度における事業計画認定情報</u> 、J-クレジット制度におけるプロジェクト登録リスト等 ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書
全水 般力 発電	発電型式がダム式又はダム水路式の場合、従属利用のものであるか。	・ 水利使用規則の許可書（国土交通省）
特定 バイオ マス	燃料等使用量の把握、バイオマス比率の算定方法が適切に計画されているか。	・ 設備認定申請書（A号様式その4）
	<u>バイオマス燃料が、基準に適合していることを示す資料が存在しているか。</u>	・ <u>ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果 等</u>

(5) 設備認定の変更

東京都の設備認定を受けた設備において、発電に用いられる再生可能エネルギーの種類及び形式、発電設備容量又は認証可能電力量の確認方法に変更が生じる場合は、あらかじめ「再生可能エネルギー設備認定（変更）申請書」（A号様式）に変更内容を記載して、登録検証機関による検証を受けた上で、設備を変更しようとする予定日の90日前までに東京都に提出すること。ただし、電力量認証に直接影響を与えない軽微な変更の場合にあつては、登録検証機関による検証は不要とする。なお、特定計量器等の有効期限到来に伴う電力量計の更新は、設備認定（変更）の申請対象となるが、検証は不要である。また、発電設備の所有者名義や設備名称の変更については、「再生可能エネルギー設備所有者名義等変更届出書」（B号様式）に変更内容を記載のうえ、東京都に提出すること。これらの変更においては、登録検証機関による検証は不要であるが、特に所有者名義の変更については、必要に応じて所有権の移転が証明できる資料を添付すること。

(6) 設備認定の廃止

東京都の設備認定を受けた設備において、設備認定の廃止を行う場合は、あらかじめ「再生可能エネルギー設備認定廃止届出書」（C号様式）に廃止の理由及び廃止の日を明記のうえ、東京都に提出すること。この場合、電力量認証の対象となる期間は、ここで記載した廃止日をもって終了するものとする。

3 電力量認証

(1) 電力量認証の申請対象者

電力量認証の申請者は、設備認定の申請者と同じ者であることを原則とするが、設備認定の申請者と異なる場合は、権利移転確認書等を申請の際に添付すること。

また、設備の所有者又は電力供給者以外の者が、委任を受けて電力量認証の申請を行う場合は、設備の所有者又は電力供給者の委任状（書式任意）も併せて添付するのは、設備認定申請時と同様である。なお、設備認定の申請者と同じ者である場合は、これらの書類を改めて提出する必要はない。

(2) 電力量認証の申請方法

電力量の認証を受けるためには、認証の対象となるモニタリング期間の終了後、認証対象年度の翌年度1月末までに、「再生可能エネルギー電力量認証申請書」（D号様式）を作成し、登録検証機関による検証を受けた上で東京都に提出すること。

東京都は電力量の認証又は否認の結果を、「再生可能エネルギー電力量認証（否認）通知書」（G号様式）により、申請者に通知する。なお、電力量認証の申請者が複数い

る場合は、「再生可能エネルギー電力量認証申請書」（D号様式）その1に記載があるものを申請の代表者として取り扱い、通知書は代表者のみに送付する。

＜電力量認証の記載項目＞

再生可能エネルギー電力量認証申請書

- ・申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- ・設備の名称及び所在地
- ・設備認定番号（※東京都が指定したもの。設備認定の変更申請時のみ記載する。）
- ・指定番号（※東京都が指定したもの。本制度対象事業所の場合のみ記載する。）
- ・再生可能エネルギーの種類
- ・認証可能電力量の合計値（kWh）
- ・電力量認証の対象期間
- ・申請者の連絡先等

認証可能電力量に関する報告

1. 認証可能電力量（自家消費）
 - （1）認証可能電力量の算定
 - （2）補機使用電力量の算定
2. 認証可能電力量（電気事業者への送電）
3. バイオマス比率の算定（※特定バイオマス発電の場合に限る。）
 - （1）燃料等使用量の月別内訳
 - （2）燃料等の単位発熱量
 - （3）発熱量の月別内訳
 - （4）バイオマス比率

＜添付書類＞

- ・申請者の印鑑証明書（紙による提出の場合に必要。既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）
- ・検証結果報告書（詳細報告書、チェックリスト）
- ・バイオマス比率の算定根拠となる資料（単位発熱量、水分率、組成分析結果等）
- ・権利移転確認書等、委任状 等
- ・バイオマスの基準適合に関する資料（ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果等）※令和 7（2025）年度に発電した電力量の認証申請から添付が必要

(3) 検証を受ける主な事項

電力量認証時に検証を受ける事項及び根拠となる確認書類について、次のとおり示す。

項目	検証事項	確認する書類の例
共通	申請書の記載内容が、実際の状態と相違ないか。	・ 電力量認証証明書（D号様式）
	電力量認証の対象となる設備に、設備認定時からの変更は生じてないか。	・ 最新の設備認定申請書
	設備認定の申請時に、特定計量器等を設置していない場合は、電力量認証の対象期間開始までに設置してあるか。	・ 計量器検査成績表 ・ 検定証印 ・ 計測機器に関する資料
	認証可能電力量は、設備認定時の計画とおりに適切に把握・算定されているか。	・ 販売伝票、実測結果 ・ 特定送配電事業者が発行した託送供給約款（認証対象年度において有効のもの）
	補機使用電力量は、設備認定時の計画とおりに適切に把握・算定されているか。	・ 実測結果 ・ 管理月報、製品カタログ
特定バイオマスの場合	燃料等使用量及びバイオマス比率は、設備認定時の計画により、適切に把握されているか。	・ 購買伝票等、実測結果 ・ バイオマス比率の計算書
	燃料の単位発熱量、水分率及び組成分析等は、適切に算定されているか。	・ 単位発熱量及び水分率分析結果 ・ 組成分析結果 ・ 都市ガス供給約款
	<u>バイオマス燃料が、基準に適合していることを示す資料が存在しているか。</u>	・ <u>ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果 等</u> <u>※令和 7（2025）年度に発電した電力量の認証から確認が必要</u>

第3章 再エネクレジットの有効期間

(1) 設備認定の有効期間

東京都へ設備認定の申請を行い、東京都から認定を受けた後の認定効果は、特に期限の定めなく有効となる。

ただし、設備の種類及び型式、発電設備容量等について変更が生じる場合は、あらかじめ、登録検証機関の検証結果を添付して、東京都に設備認定の変更申請をしなければならない。

また、一度、設備認定を受けた設備において、廃止を行う場合は、あらかじめ廃止の理由及び廃止の日を明記のうえ、東京都に廃止届を提出しなければならない（電力量認証の対象期間は、廃止日をもって終了）。

(2) 発行された再エネクレジット（環境価値換算量）の有効期間

再エネクレジット発行のためには、東京都へ、発電した「電力量の認証申請」と、「再エネクレジットの発行申請」を行う必要がある。

「電力量の認証申請」は、前年度の発電量について、登録検証機関の検証結果を添えて、翌年度に電力量認証申請を行う。併せて、再エネクレジットの発行申請を同時に行う。

東京都から発行された再エネクレジットを利用できる期間は、特定温室効果ガスの削減に寄与した年度（電力量認証を受けた電力の発電時期）に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ **第1計画期間（平成22～26（2010～2014）年度）中の発電量**

第1計画期間及び第2計画期間（平成27～31（2015～2019）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間（令和3（2021）年9月末）終了時まで可能））

- ・ **第2計画期間（平成27～31（2015～2019）年度）中の発電量**

第2計画期間及び第3計画期間（令和2～6（2020～2024）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間（令和8（2026）年9月末）終了時まで可能））

- ・ **第3計画期間（令和2～6（2020～2024）年度）中の発電量**

第3計画期間及び第4計画期間（令和7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間（令和13（2031）年9月末）終了時まで可能））

- ・ **第4計画期間（令和7～11（2025～2029）年度）中の発電量**

第4計画期間の削減義務の履行に利用可能

（義務充当手続は、整理期間（令和 13（2031）年 9 月末）終了時まで可能））
※2030 年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

第3部 その他削減量の算定方法等

第3部では、他制度において認証された環境価値を活用して再エネクレジット（条例上は、第5条の11第1項第2号カの「その他削減量」に相当する。）の発行を受ける方法を示す。なお、ここでの他制度とは、グリーン電力証書、グリーン熱証書及びRPS法の新エネルギー等電気相当量のことを指す。

再エネクレジットを発行するための全体のフローは、他制度において設備認定、電力量及び熱量認証をそれぞれ受けていることを前提に、東京都の認証（その他削減量にかかる電力等の認証）、再エネクレジットの発行の2段階に大別される。ただし、東京都への電力量又は熱量の認証申請と、再エネクレジットの発行申請は同時に行う（再エネクレジットの発行申請の手続については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。）。

なお、その他削減量は、他制度の基準に基づき設備認定、電力量及び熱量認証を受けている環境価値を対象としているため、登録検証機関による検証は不要であるが、再エネクレジットに変換可能な電力量又は熱量について、東京都の認証を受ける必要がある。申請のあったその他削減量については、東京都は電力量又は熱量の認証又は否認の結果を、「その他削減量に係る電力等の認証（否認）通知書」（H号様式）により、申請者に通知する。

また、他制度の基準に基づき認定された設備の認定効果は、他制度において認定設備の廃止等が確定されていない限り、特に期限の定めなく有効となる。また、「電力等の認証」及び発行された再エネクレジット（その他削減量）の有効期間については、原則、次のとおりとなるが、クレジットの種類ごとに有効期限のとらえ方が異なるため、詳細はそれぞれの項を参照すること。

- ・ **第1計画期間（平成22～26（2010～2014）年度）中の発電量**

第1計画期間及び第2計画期間（平成27～31（2015～2019）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間（令和3（2021）年9月末）終了時まで可能））

- ・ **第2計画期間（平成27～31（2015～2019）年度）中の発電量**

第2計画期間及び第3計画期間（令和2～6（2020～2024）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間（令和8（2026）年9月末）終了時まで可能））

- ・ **第2計画期間（令和2～6（2020～2024）年度）中の発電量**

第3計画期間及び第4計画期間（令和7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間（令和13（2031）年9月末）終了時まで可能））

- ・ **第4計画期間（令和7～11（2025～2029）年度）中の発電量**

第4計画期間の削減義務の履行に利用可能

(義務充当手続は、整理期間（令和 13（2031）年 9 月末）終了時まで可能）
 ※2030 年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

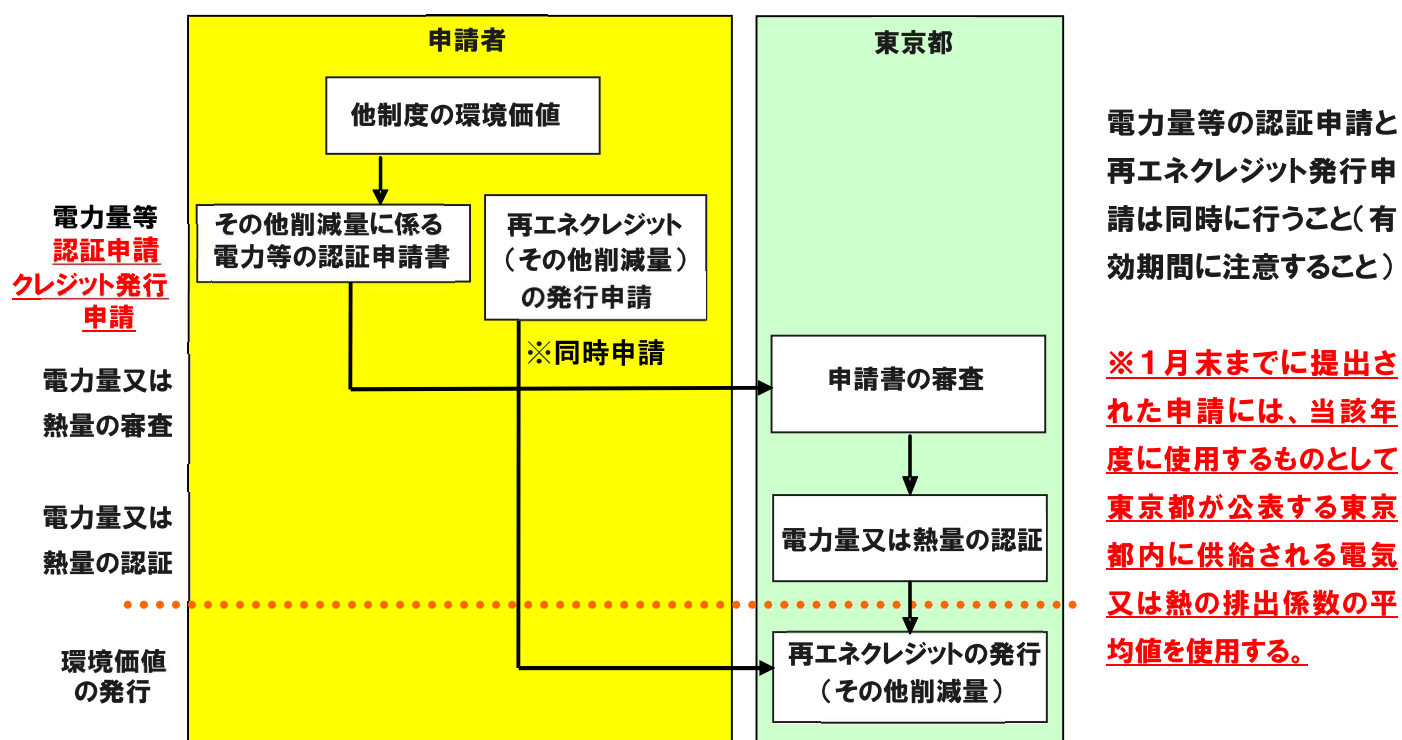


図 2 その他削減量における再エネクレジット発行までのフロー

1 グリーン電力証書

(1) 活用できる環境価値

規則第 4 条の 13 第 1 項第 2 号における「知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量」、すなわち、グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力証書が該当する。ただし、特定温室効果ガスの排出量の削減に利用した証書は、再エネクレジットとして利用することはできない。

なお、再エネクレジットの対象となる再生可能エネルギーの種類は、第 2 部第 1 章 2 再生可能エネルギーの種類の前と同じである。

グリーン電力証書について、再エネクレジットに変換可能な電力量の認証の申請を行い、本制度の再エネクレジットを発行するよう申請できる者は、当該グリーン電力証書の最終所有者（原則として、グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者のことを指す。）であって、かつ、本制度対象事業所のうち条例第 5 条の 7 第 9 号の特定地球温暖化対策事業所における削減義務者であるものに限る。

また、使用できるグリーン電力証書は、使用目的（用途）が「東京都環境確保条例に

基づく総量削減義務と排出量取引制度への利用」のようになっており、本制度へ利用することが明確になっているものを原則とする。

ここで、使用目的（用途）が、上述のとおり「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度への利用」であれば、当該グリーン電力証書を再エネクレジットに変換したものについて、自ら使用しても他者に移転しても問題はない。ただし、使用目的（用途）が次のような証書を変換した再エネクレジットを、当該証書の利用対象である特定地球温暖化対策事業所以外に移転することは、グリーンエネルギー認証機関によっては、転売・目的外使用等の禁止事項に該当する。

【再エネクレジットを移転できない例】

- ・ 本制度対象事業所で利用することが明記されているが、本制度へ利用することが明記されていない場合（使用目的の例：〇〇事業所、××事業所の CSR として使用）
- ・ 本制度へ利用することが明記されているが、特定地球温暖化対策事業所の名称等が明記されているなど、利用の範囲が本制度の一部に限定されている場合（使用目的の例：総量削減義務と排出量取引制度に基づく〇〇事業所の削減義務の履行）

このような証書を再エネクレジットに変換する場合には、当該再エネクレジットを、当該証書の利用対象である特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を除く管理口座に移転しないことを誓約する書面を、東京都に認証申請を行う際に併せて提出する必要がある。

（２）発行される再エネクレジットの量

発行される再エネクレジットの量は、次の式を用いて算定する。なお、発電量の換算係数は表 6 に掲げる値を用いるものとする。

再エネクレジット（tCO₂）＝

グリーン電力証書の認証発電電力量（千 kWh）× 発電量の換算係数（tCO₂/千 kWh）× α

※ α：再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率（表 7）

※ 1 tCO₂ 未満は切り捨て

※ 発行される再エネクレジットの量は、1 の認証申請の対象となるグリーン電力証書における、再生可能エネルギーの種類及び有効期間が同一であるものに限り、認証発電電力量が合算される。

表 6 電力量の換算係数

	換算係数
2017 年度のバンキング 増量 ^{※2} 前の発行申請 ^{※1}	0.382 [tCO ₂ /千 kWh]
2017 年度のバンキング 増量 ^{※2} 以降の発行申請か ら 2025 年度までの発行申 請 ^{※3※4}	0.489 [tCO ₂ /千 kWh]
<u>2026 年度以降の 発行申請^{※4}</u>	<u>再エネクレジットを発行する 年度に使用する係数として、 東京都が公表する東京都内に 供給される電気の排出係数の 平均値</u> [tCO ₂ /千 kWh]

※1 振替可能削減量等発行等申請（以下同じ）

※2 第2計画期間の排出係数の変更に伴うバンキングされたクレジット等の増量（2017年度実施）

※3 発電期間の末日が第4計画期間に属する証書について 2025 年度に電力量認証申請及び発行申請が提出された場合は、2025 年度に使用する係数として東京都が公表する東京都内に供給される電気の排出係数の平均値を用いる。

※4 毎年度 1 月末を、2025 年度以降の電力量認証申請及び発行申請の提出期限とする。

表 7 再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率

第1、第2計画期間の 発電電力量	太陽光発電等及び特定小水力発電による発電 $\alpha = 1.5$ 特定バイオマスによる発電 $\alpha = 1.0$
第3、 <u>第4</u> 計画期間の 発電電力量	再生可能エネルギーの種類によらず、 $\alpha = 1.0$

(3) 発行される再エネクレジットの有効期限

ア 第2計画期間（令和2年3月末日）以前に発行^{※1}されたグリーン電力証書

第X計画期間に発電した電力量を認証した証書又は第X計画期間にグリーンエネルギー認証機関により発行された証書は、第X計画期間及び第X+1計画期間の削減義務の履行に利用可能な再エネクレジットとして発行できる。^{※2、3}

イ 第3計画期間（令和2年4月1日）以降に発行^{※1}されたグリーン電力証書

発電期間の末日が第1計画期間から第3計画期間までの間に属する証書は、当該発電期間の末日が含まれる計画期間を第X計画期間として、第X計画期間及び第X+1計画期間の削減義務の履行に利用可能な再エネクレジットとして発行できる。^{※2、3}

発電期間の末日が第4計画期間に属する証書は、第4計画期間の削減義務の履行に利用可能な再エネクレジットとして発行できる^{※4}。

※1 「発行」の日は、原則として「グリーンエネルギー認証機関に届け出た発行日」を指す。

※2 ただし、平成20年3月末日以前に発電されたものは、平成27年度からの削減計画期間（第2計画期間）以降の削減義務の履行には利用できない。

※3 再エネクレジットの有効期限は第X+1計画期間の整理期間終了時まで。

※4 2030年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

【各計画期間に有効なグリーン電力証書】

第1計画期間 に利用可能	①平成20年4月以降に発行された証書（平成20年3月末日以前の発電分含む。） ②平成20年4月以降に発電された電力に由来する証書（平成20年3月末日以前に発電されたものは、平成27年度からの削減計画期間（第2計画期間）以降には義務充当できない。）
第2計画期間 に利用可能	①平成22年4月以降に発行された証書（平成20年3月末以前の発電分を除く。） ②平成22年4月以降に発電された電力に由来する証書
第3計画期間 に利用可能	①平成27年4月以降に発行された証書（平成20年3月末以前の発電分を除く。） ②平成27年4月以降に発電された電力に由来する証書 ※令和2年4月以降に発行された証書については、平成27年4月以降に発電したものに限る。
<u>第4計画期間 に利用可能</u>	<u>令和2年4月以降に発電された電力に由来する証書</u>

(4) 電力量の認証方法

ア 電力量の認証

再生可能エネルギーの種類及び認証電力量の大きさを、認証の対象となる発行済のグリーン電力証書並びにグリーンエネルギー認証機関による設備認定及び電力量認証の証明で確認する。

イ 水力発電における発電型式の確認

水力由来のグリーン電力証書であって、発電型式がダム式又はダム水路式のもののについては、水利使用に従属するものであることを、国土交通省における水利使用規則の許可書等で確認する。

ウ バイオマス比率等の確認

バイオマス由来のグリーン電力証書については、バイオマス比率が 95%以上のものであることを、原則としてグリーンエネルギー認証機関が発行した電力量認証証明書で確認する。

電力量認証証明書にバイオマス比率の表記がない場合は、グリーンエネルギー認証機関に対して、当該グリーン電力証書に対応する電力量認証証明書の再発行の手続きを行い、バイオマス比率が記載されたものに更新するか、グリーンエネルギー認証機関がバイオマス比率を証明する書類が他に存在する場合は、当該書類を提出することが必要である。

なお、再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハに規定される基準に適合しないバイオマスを非バイオマス燃料とする取扱いについては、令和 8（2026）年度に申請された電力量認証及び再エネクレジットの発行申請から適用する。令和 7（2025）年度までに申請された電力量認証及び再エネクレジットの発行申請については、従前どおり木材パルプの製造の際に生じる廃液（黒液）を非バイオマス燃料として取り扱う。

ただし、発電期間の末日が令和 7（2025 年度）以降に属する証書について令和 7（2025 年度）に電力量認証及び発行申請が提出された場合は、再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハに規定される基準に適合しないバイオマスを除くバイオマス燃料の発熱量の比率が 95%以上であることを確認する。

(5) 電力量認証の申請方法

グリーン電力証書について再エネクレジットに変換可能な電力量の認証を行うためには、認証を受ける年度の1月末までに、「その他削減量に係る電力等の認証申請書」（E号様式）を作成し、必要書類とともに東京都に提出すること（認証と同時に行う再エネクレジット発行の申請については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。）。

1. その他削減量に係る電力等の認証申請書
 - ・ グリーン電力証書の最終所有者の情報
 - 申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び連絡先
 - ・ グリーン電力証書の情報
 - 再生可能エネルギーの種類及び形式
 - 設備容量（kW）
 - バイオマス比率（%）（※特定バイオマス発電の場合に限る。）
 - 発電対象期間、発行年月日
 - 認証電力量（kWh）
 - シリアル番号（グリーンエネルギー認証機関が発行したシリアル番号）
2. その他必要書類
 - ・ グリーン電力証書（現物）
 - 使用目的（用途）が（1）で記した条件を満たしていること。
 - 券面上のシリアル番号が、発行会社特有の番号の場合は、グリーンエネルギー認証機関が発行したシリアル番号との関連が証明できるものを添付すること。
 - ・ グリーンエネルギー認証機関が発行した設備認定証明書の写し
 - ・ グリーンエネルギー認証機関が発行した電力量認証証明書の写し
 - 特定バイオマス発電の場合は、バイオマス比率の表記のあるものを原則とする。バイオマス比率の表記がない場合は、グリーンエネルギー認証機関がバイオマス比率を別に証明する資料を添付すること。
 - ・ バイオマスの基準適合に関する資料（ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果 等）※再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハに規定される基準に適合しないバイオマスを非バイオマス燃料とする場合に添付（1（4）ウ参照）
 - ・ 再エネクレジットの申請者が、グリーン電力証書の最終所有者であることの根拠資料
 - ・ 国土交通省における水利利用規則の許可書等（※特定小水力発電であつて、発電型式がダム式又はダム水路式の場合に限る。）
 - ・ 誓約書（使用目的（用途）が再エネクレジットを移転できない条件の場合に限る。）
 - ・ 申請者の印鑑証明書（紙による提出の場合に必要。既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）

2 グリーン熱証書

(1) 活用できる環境価値

グリーン電力証書の場合と同様である。1 (1) 活用できる環境価値の「グリーン電力証書」を「グリーン熱証書」に読み替えること。

なお、再エネクレジットの対象とする再生可能エネルギー由来の熱の種類を、当面は太陽熱に限定する。

(2) 発行される再エネクレジットの量

熱証書の電気等環境価値保有量は熱量で表記されている。このため、環境価値換算量（発熱量）の特定温室効果ガス排出量の削減量への算定方法は次のとおりとする。なお、換算係数は、表 8 の数値を採用する。

$$\text{再エネクレジット (tCO}_2\text{)} = \frac{\text{グリーン熱証書の認証熱量 (MJ)}}{1,000} \times \text{熱量の換算係数 (tCO}_2\text{/GJ)} \times \alpha$$

※ α : 再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率（表 9）

※ 1 tCO₂ 未満は切捨て

※ 発行される再エネクレジットの量は、一の認証申請の対象となるグリーン熱証書における、再生可能エネルギーの種類及び有効期間が同一であるものに限り、認証熱量が合算される。

表 8 熱量の換算係数

	換算係数
2017 年度のバンキング 増量前 ^{※2} の発行申請 ^{※1}	0.052 [tCO ₂ /GJ]
2017 年度のバンキング 増量 ^{※2} 以降の発行申請から 2025 年度までの発行申請 ^{※3 ※4}	0.060 [tCO ₂ /GJ]
<u>2026 年度以降の発行申請^{※4}</u>	<u>再エネクレジットを発行する年度に使用する係数として、東京都が公表する東京都内に供給される熱の排出係数の平均値</u> [tCO ₂ /GJ]

※ 1 振替可能削減量等発行等申請（以下同じ）

※ 2 第 2 計画期間の排出係数の変更に伴いバンキングされたクレジット等の増量

(2017 年度実施)

※3 発電期間の末日が第4計画期間に属する証書について2025年度に熱量認証申請及び発行申請が提出された場合は、2025年度に使用する係数として東京都が公表する東京都内に供給される熱の排出係数の平均値を用いる。

※4 毎年度1月末を、2025年度以降の電力量認証申請及び発行申請の提出期限とする。

太陽熱は、エネルギーの起源が太陽に由来する点は太陽光発電と共通している。このため、太陽光発電と同様に、第1、第2計画期間の発熱は1.5倍、第3、第4計画期間の発熱は1.0倍の算定を行う。

(3) 発行される再エネクレジットの有効期限

グリーン電力証書の場合と同様である。1(3)発行される再エネクレジットの有効期限の「グリーン電力証書」を「グリーン熱証書」に、「発電」を「発熱」に読み替えること。

(4) 熱量の認証方法

再生可能エネルギーの種類及び認証熱量の大きさを、認証の対象となる発行済のグリーン熱証書並びにグリーンエネルギー認証機関による設備認定及び熱量認証の証明で確認する。

(5) 熱量認証の申請方法

グリーン熱証書について、再エネクレジットに変換可能な熱量の認証を行うためには、認証を受ける年度の1月末までに、「その他削減量に係る電力等の認証申請書」(E号様式)を作成し、必要書類とともに東京都に提出すること(認証と同時に行う再エネクレジット発行の申請については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること)。

1. その他削減量に係る電力等の認証申請書

- ・ グリーン熱証書の最終所有者の情報
 - 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び連絡先
- ・ グリーン熱証書の情報
 - 再生可能エネルギーの種類
 - 発熱対象期間、発行年月日
 - 認証熱量（MJ）
 - シリアル番号（グリーンエネルギー認証機関が発行したシリアル番号）

2. その他必要書類

- ・ グリーン熱証書（現物）
 - 使用目的（用途）が1（1）に記した条件を満たしていること。
 - 券面上のシリアル番号が、発行会社特有の番号の場合は、グリーンエネルギー認証機関が発行したシリアル番号との関連が証明できるものを添付すること。
- ・ グリーンエネルギー認証機関が発行した設備認定証明書の写し
- ・ グリーンエネルギー認証機関が発行した熱量認証証明書の写し
- ・ その他削減量の申請者が、グリーン熱証書の最終所有者であることの根拠資料
- ・ 誓約書（使用目的（用途）が再エネクレジットを移転できない条件の場合に限る。）
- ・ 申請者の印鑑証明書（紙による提出の場合に必要。既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）

3 RPS法の新エネルギー等電気相当量

(1) 活用できる環境価値

規則第4条の13第1項第1号及び規則第4条の14の規定により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法附則第3条の規定による廃止前のRPS法の義務履行に利用されない新エネルギー等電気相当量が該当する。この場合において、再エネクレジットの対象となる再生可能エネルギーの種類は、第2部第1章2 再生可能エネルギーの種類項と同じである。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定による経過措置により、効力を有するとされたRPS法に係る制度が、2021（令和3）年度分経過措置利用量の義務履行及び2022年度経過措置利用量の届出をもって終了したことに伴い、RPS制度における届出等が完了し、本制度への手続きが可能となっている新エネルギー等電気相当量については、本制度の申請対象として受け付けるものとする。

新エネルギー等電気相当量について、再エネクレジットに変換可能な電力量の申請を行い、再エネクレジットを発行するように申請できる者は、当該、新エネルギー等電気相当量の保有者とする。なお、申請者が保有者であることの確認は、新エネルギー等電気相当量の減量届出書をもって行うものとする。

ただし、RPS法で規定する特定送配電事業者における発電所（変電所を含む。）が本制度対象事業所に該当する場合であって、当該事業所の義務に充当するために申請する場合は、RPS法の義務履行に利用した新エネルギー等電気相当量も再エネクレジットに変換可能であるため、「基準利用量の減少申請書」（RPS法規則様式第8）も確認資料として用いることができる。

(2) 発行される再エネクレジットの量

発行される再エネクレジットの量はグリーン電力証書と同様に、次の式を用いて算定する。なお、電力量の換算係数は表6に掲げる値を用いるものとする。

再エネクレジット（tCO₂）＝ $\text{新エネルギー等電気相当量（千kWh）} \times \text{電力量の換算係数（tCO}_2\text{/千kWh）} \times \alpha$ ※ α：再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率（表9） ※ 1 tCO₂未満は切捨て ※ 発行される再エネクレジットの量は、一の認証申請の対象となる新エネルギー等電気相当量の減量届出書における、再生可能エネルギーの種類及び有効期間が同一であるものに限り、新エネルギー等電気相当量が合算される。

表 9 再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率

第 1、第 2 計画期間 の発電電力量	太陽光発電等及び特定小水力発電による発電 $\alpha = 1.5$ 特定バイオマスによる発電 $\alpha = 1.0$
第 3、 <u>第 4</u> 計画期間 の発電電力量	発電の種類によらず、 $\alpha = 1.0$

(3) 発行される再エネクレジットの有効期限

再エネクレジットに変換して、当該削減計画期間に義務充当できる新エネルギー等電気相当量は、グリーン電力証書の場合と同様とする。1 (3) 発行される再エネクレジットの有効期限の「グリーン電力証書」を「新エネルギー等電気相当量」に読み替えること。ここでいう発行とは、RPS 室に提出した新エネルギー等電気相当量の記録届出書が受理されることを指す。

(4) 電力量の認証方法

ア 電力量の認証

RPS 法の義務履行に使用していないことを、新エネルギー等電気相当量の減量手続 (RPS キャンセル) の届出の写しで確認する。

また、新エネルギー等電気相当量の有効期限は、RPS 法において新エネルギー等電気相当量記録年度の翌々年度の 6 月 1 日までと定められていたため、本制度への利用を行う際は、当該有効期限までに減量手続を完了させていることが必要である。

イ バイオマス比率等の確認方法

バイオマスによる発電においては新エネルギー等電気相当量においてバイオマス比率の制限を受けていない。このため、バイオマスによる新エネルギー等電気相当量の利用の際は、バイオマス比率が 95%以上という条件を満足していることを確認する必要がある。

バイオマス比率が、第2部第1章2（2）バイオマスによる発電の項で定められた水準を満足しているかについては、新エネルギー等電気相当量記録届出書を RPS 室に提出する際に添付した、バイオマス比率の計算根拠をもとに確認する。なお、RPS 法ではバイオマス比率の計算根拠などの資料は10年間の保管を義務付けている。

ただし、再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハに規定される基準に適合しないバイオマスは本制度においてはバイオマス比率の算定に含めることはできないため、これらを除いたバイオマス比率、認証電力量及び算定根拠を示す必要がある。なお、再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハに規定される基準に適合しないバイオマスを除く取扱いについては1（4）ウと同様に、令和8（2026）年度に申請された電力量認証及び再エネクレジットの発行申請から適用する。令和7（2025）年度までに申請された電力量認証及び再エネクレジットの発行申請については、従前どおり木材パルプの製造の際に生じる廃液（黒液）を非バイオマス燃料として取り扱う。

（5）電力量認証の申請方法

新エネルギー等電気相当量について、再エネクレジットに変換可能な電力量の認証を行うためには、認証を受ける年度の1月末までに、「その他削減量に係る電力等の認証申請書」（E号様式）を作成し、必要書類とともに東京都に提出すること（認証と同時に行う再エネクレジット発行の申請については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。）。

1. その他削減量に係る電力等の認証申請書
 - ・ 新エネルギー等電気相当量の保有者情報
 - 申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び連絡先
 - ・ 新エネルギー等電気相当量の情報（「」内は RPS 法での呼び方）
 - 再生可能エネルギーの種類及び形式…「新エネルギー等の種類及び型式」
 - 設備容量…「発電出力（kW）」
 - バイオマス比率（%）（※特定バイオマス発電の場合に限る。）
 - 発電対象期間
 - 発行年月日…「新エネルギー等電気相当量記録四半期」
 - 認証電力量…「新エネルギー等電気記録量（千 kWh）」
 - シリアル番号…「新エネルギー等電気相当量 ID」
2. その他必要書類
 - ・ 新エネルギー等電気相当量の減量届出書の写し
 - RPS 法の「新エネルギー等電気相当量の減量又は増量届出書」（RPS 法規則様式第7）の1枚目の備考欄に、「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度への利用」と記載して、RPS 室に提出した届出書の写しを提出するこ

と（受付印があるものに限る。）。ここで備考欄の記載内容において、本制度への利用であることが明らかでない場合（例：グリーン電力証書への利用等）は、再エネクレジットとすることができない。

- 新エネルギー等電気相当量記録届出書の写し
 - RPS 室に提出した、RPS 法の「新エネルギー等電気相当量記録届出書」（RPS 法規則様式第 6）の写し（受付印があるものに限る。）及びバイオマス比率の計算根拠（バイオマス比率算定に係る添付資料全てを含む。）の写しを提出すること。なお、バイオマス以外の発電型式の場合は、バイオマス比率の計算根拠資料は不要である。
- 申請者の印鑑証明書（紙による提出の場合に必要。既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）
- バイオマスの基準適合に関する資料（ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果 等）
※令和 8（2026）年度以降の申請から添付が必要。

A号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その2

		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">設備名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備認定番号</td> <td></td> </tr> </table>		設備名称		設備認定番号			
設備名称									
設備認定番号									
1 設備概要									
(1)設備概要									
設備概要	構造図 (外観や配置図等) ※(注1)								
	フロー図 (設備の機能が分かるもの) ※(注1)								
	単線結線図 (系統連系、発電機、補機等がわかるもの) ※(注1)								
	その他 ※(注1)								
再生可能エネルギーの利用形態									
(2) 電力量のモニタリングポイント									
電力量計すべての情報(計測が必要なもの)	モニタリングの概要	把握方法	計量器の型式	検定有効期限	設置の状況	備考			
				年 月					
				年 月					
				年 月					
				年 月					
				年 月					
				年 月					
				年 月					
				年 月					
				年 月					
(注1) それぞれの欄について概略を記入し、具体的な内容については図面等を添付して示すこと。当該図面において、電力量計及び燃料等使用量のモニタリング場所も示すこと。									

(日本産業規格A列4番)

A号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その3

	設備名称	
	設備認定番号	

2 認証可能電力量の確認方法

(1) 認証可能電力量の算定方法

認証可能電力量 の算定方法 ※(注1)	
---------------------------	--

(2) 燃料等使用量の計測方法 (特定バイオマス発電の場合のみ記載)

使用燃料 (予定)の 情報(計測 が必要なもの)	モニタリング の概要	把握方法	計量器 の種類 ※(注2)	燃料等の種類	燃料等の名称 ※(注3)	備考

(注1) モニタリングポイントで把握する電力量や補機使用電力量、バイオマス比率などをどのように計算に用いるかについても示すこと。なお、欄が不足する場合は「別添のとおり」と記入して、別紙を添えること。

(注2) 把握方法を「購買伝票等」とした場合は、「計量器の種類」の欄については記入を要しない。

(注3) 「燃料等の種類」にバイオマス燃料、その他の燃料を選択した場合のみ「燃料等の名称」を記入すること。

A号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その4

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">設備名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>設備認定番号</td> <td></td> </tr> </table>	設備名称		設備認定番号																																		
設備名称																																						
設備認定番号																																						
(3) バイオマス比率の算定方法 (特定バイオマス発電の場合のみ記載)																																						
バイオマス比率 の算定方法 ※(注1)																																						
(4) 補機使用電力量の算定方法 ※(注2)																																						
補機使用電力量 の算定方法																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 15%;">算定方法</th> <th style="width: 15%;">定格出力[kW]</th> <th style="width: 15%;">仕様</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> </table>		番号	名称	算定方法	定格出力[kW]	仕様	備考				kW						kW						kW						kW						kW		
番号	名称	算定方法	定格出力[kW]	仕様	備考																																	
			kW																																			
			kW																																			
			kW																																			
			kW																																			
			kW																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 15%;">算定方法</th> <th style="width: 15%;">定格出力[kW]</th> <th style="width: 15%;">仕様</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>kW</td><td></td><td></td></tr> </table>		番号	名称	算定方法	定格出力[kW]	仕様	備考				kW						kW						kW						kW						kW		
番号	名称	算定方法	定格出力[kW]	仕様	備考																																	
			kW																																			
			kW																																			
			kW																																			
			kW																																			
			kW																																			
(注1) モニタリングポイントで把握する燃料等使用量をどのように計算に用いるかについても示すこと。なお、欄が不足する場合は「別添のとおり」と記入して、別紙を添えること。																																						
(注2) 再生可能エネルギーの利用形態に自家消費が含まれる場合は、この項目を記入すること。なお、欄が不足する場合は「別添のとおり」と記入して、別紙を添えること。																																						

(日本産業規格A列4番)

A号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その5

4 その他 (1) 法令遵守の確認 ※(注1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">設備名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設備認定番号</td> <td></td> </tr> </table>	設備名称		設備認定番号													
設備名称																	
設備認定番号																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">状況</td> <td></td> </tr> </table>		状況															
状況																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">備考</td> <td></td> </tr> </table>		備考															
備考																	
(2) 重複回避の確認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">確認項目</th> <th style="width: 70%;">状況</th> </tr> <tr> <td>固定価格買取制度の設備認定、事業計画認定に係る設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FIP制度の事業計画認定に係る設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンエネルギー認証機関の設備認定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J-クレジット制度における登録を受けているプロジェクトに係る設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連携県等における再生可能エネルギーの設備認定を受けている設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の設備認定 ※(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定温室効果ガス削減量の報告 ※(注3)</td> <td></td> </tr> </table>		確認項目	状況	固定価格買取制度の設備認定、事業計画認定に係る設備		FIP制度の事業計画認定に係る設備		グリーンエネルギー認証機関の設備認定		J-クレジット制度における登録を受けているプロジェクトに係る設備		連携県等における再生可能エネルギーの設備認定を受けている設備		その他の設備認定 ※(注2)		特定温室効果ガス削減量の報告 ※(注3)	
確認項目	状況																
固定価格買取制度の設備認定、事業計画認定に係る設備																	
FIP制度の事業計画認定に係る設備																	
グリーンエネルギー認証機関の設備認定																	
J-クレジット制度における登録を受けているプロジェクトに係る設備																	
連携県等における再生可能エネルギーの設備認定を受けている設備																	
その他の設備認定 ※(注2)																	
特定温室効果ガス削減量の報告 ※(注3)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">備考</td> <td></td> </tr> </table>		備考															
備考																	

(注1) 当該発電設備が周囲環境に及ぼす影響について、法令等の範囲内であるか報告すること。

(注2) 設備認定等を受けている場合は、備考欄にその詳細を示すこと。

(注3) 当該発電設備が総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所である場合のみ確認すること。

B号様式（再エネクレジット算定ガイドライン）その1

年 月 日			
東 京 都 知 事 殿			
所有者			
住 所			
氏 名			
㊟			
（ 法人にあっては名称、代表者の氏名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 ）			
再生可能エネルギー設備所有者名義等変更届出書			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条11第1項第2号エの「環境価値換算量」について、総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドラインの規定により、認定設備における （ ） の変更を次のとおり届け出ます。			
設 備 の 名 称			
設 備 の 所 在 地	都 区		
設 備 認 定 番 号 （※変更の場合）		指 定 番 号 （※対象事業所の場合）	
設備の名称（旧）			
旧所有者の住所 〔法人にあっては主たる 事務所の所在地〕			
旧所有者の氏名 〔法人にあっては名称及 び代表者の氏名〕	㊟		
連 絡 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	備考		
※受付欄			
（注）所有者名義の変更の場合にあっては、該当設備の所有権移転の根拠となる資料を添付することで、旧所有者の押印を省略することができる。			

C号様式（再エネクレジット算定ガイドライン）その1

年 月 日

東京都知事 殿

所有者

住 所

氏 名

⑨

（ 法人にあっては名称、代表者の氏名
及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 ）

再生可能エネルギー設備認定廃止届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条11第1項第2号エの「環境価値換算量」について、総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドラインの規定により、設備認定の廃止を次のとおり届け出ます。

設 備 の 名 称			
設 備 の 所 在 地	都 区		
設 備 認 定 番 号		指 定 番 号 (※対象事業所の場合)	
再生可能エネルギー の 種 類		設備廃止（予定） 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由			
連 絡 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
備考			
※受付欄			

（日本産業規格A列4番）

D号様式（再エネクレジット算定ガイドライン）その1

年 月 日			
東京都知事 殿			
住 所			
氏 名			
印			
（ 法 人 に あ っ て は 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 ）			
再生可能エネルギー電力量認証申請書			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号エの「環境価値換算量」について、 総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドラインの規定により、電力量認証を次の おり申請します。			
設 備 の 名 称			
設 備 の 所 在 地			
設 備 認 定 番 号		指 定 番 号 （※対象事業所の場合）	
再生可能エネルギー の 種 類		認 証 可 能 電 力 量 の 合 計 値 (kWh)	kWh
電 力 量 認 証 の 対 象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
連 絡 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	備考		
※受付欄			

（日本産業規格A列4番）

D号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その2

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

D号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その3

報告するに關する電力可能證認

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

D号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その4

報告する可能電力に関する認証

22 認証可能電力量(電気事業者への送電)

(1) 認証可能電力量の算定

[illegible]

(日本産業規格 A 列 4 番)

報告するに關する電力可能證認

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

E号様式（再エネクレジット算定ガイドライン）その1

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

㊞

（法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地）

その他削減量に係る電力等の認証申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号カの「その他削減量」について、総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドラインの規定により、次のとおり電気等環境価値保有量に関する認証を申請します。

事業所の名称 (※注)		
事業所の所在地 (※注)	市	
指定番号 (※注)		
その他削減量の対象となる電気等環境価値保有量	グリーン電力証書	kWh
	グリーン熱証書	MJ
	RPS法における新エネルギー等電気相当量	kWh
連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		
※受付欄		

(※注) グリーン電力証書又はグリーン熱証書の場合は必ず記入すること。

(日本産業規格A列4番)

総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドライン

E号様式(再エネクレジット算定ガイドライン)その2

申請者の住所	
申請者の氏名	

1 その他削減量の詳細

(1)	その他削減量の種類		再エネの種類		設備容量		
	発電(発熱)の型式		発行年月日		認証発電量(熱)量		
	バイオマス燃料種					バイオマス比率	%
	発電(発熱)対象期間	2023 年度	2023年4月1日 ~		2024年3月31日		
	シリアル番号	~					
(2)	その他削減量の種類		再エネの種類		設備容量		
	発電(発熱)の型式		発行年月日		認証発電量(熱)量		
	バイオマス燃料種					バイオマス比率	%
	発電(発熱)対象期間	2024 年度	2023年4月1日 ~		2024年6月1日		
	シリアル番号	~					
(3)	その他削減量の種類		再エネの種類		設備容量		
	発電(発熱)の型式		発行年月日		認証発電量(熱)量		
	バイオマス燃料種					バイオマス比率	%
	発電(発熱)対象期間	2025 年度	2025年4月1日 ~		2026年3月31日		
	シリアル番号	~					
(4)	その他削減量の種類		再エネの種類		設備容量		
	発電(発熱)の型式		発行年月日		認証発電量(熱)量		
	バイオマス燃料種					バイオマス比率	%
	発電(発熱)対象期間	年度	~				
	シリアル番号	~					
(5)	その他削減量の種類		再エネの種類		設備容量		
	発電(発熱)の型式		発行年月日		認証発電量(熱)量		
	バイオマス燃料種					バイオマス比率	%
	発電(発熱)対象期間	年度	~				
	シリアル番号	~					

(注) その他削減量の種類に応じて再エネクレジット算定ガイドライン第3部に規定する書類を添付すること。なお、当該書類の右上に、通し番号を記入すること。

再生可能エネルギー設備認定（否認）通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった次の設備における再生可能エネルギー設備認定の申請については、総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり決定したので通知します。

設 備 の 名 称			
設 備 の 所 在 地			
設 備 認 定 番 号 (クレジット創出事業番号)		発 電 設 備 容 量 (kW)	
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 種 類		発 電 型 式	
申 請 の 区 分	1 再生可能エネルギー設備認定の申請 2 再生可能エネルギー設備認定の変更申請		
設 備 認 定 の 審 査 結 果	1 申請どおり認定します。なお、申請に基づく認証開始年月日は次のとおりです。 開 始 年 月 日		
	2 次の理由により、申請された内容では認定できません。 否 認 の 理 由		
備 考	設備認定を受けた設備において、発電に用いられる再生可能エネルギーの種類及び形式、発電設備容量又は認証可能電力量の確認方法に変更が生じる場合は、あらかじめ、登録検証機関の検証を受けた上で、設備認定の変更申請を行うこと。ただし、電力量認証に直接影響を与えない軽微な変更の場合にあっては、登録検証機関による検証は不要とする。		

（日本産業規格A列4番）

再生可能エネルギー電力量認証（否認）通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった次の設備における再生可能エネルギー電力量認証の申請については、総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり決定したので通知します。

設備の名称			
設備の所在地			
設備認定番号 (クレジット創出事業番号)		発電設備容量(kW)	
再生可能エネルギー の種類		発電型式	
電力量認証 の審査結果	1 次のとおり認証します。		
	認証電力量 の合計値(kWh)		
	認証開始 年 月 日		
	認証終了 年 月 日		
電力量認証 の審査結果	2 次の理由により、申請された内容では認証できません。		
	否認の理由		
備考			

その他削減量に係る電力等の認証（否認）通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった、その他削減量に係る電力等の認証の申請については、総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドラインの規定により次のとおり決定したので通知します。

申請者の氏名		
申請者の所在地		
指定地球温暖化対策事業所の名称（※注）		
指定地球温暖化対策事業所の所在地（※注）		
指定地球温暖化対策事業所の指定番号（※注）		
審査結果	1 次のとおり認証します。	
	電力等の認証番号 (クレジット創出事業番号)	裏面表のとおり
	グリーン電力証書(kWh)	
	グリーン熱証書(MJ)	
	RPS法における新エネルギー 一等電気相当量(kWh)	
	2 次の理由により、申請された内容では認証できません。	
否認の理由		
備考		

（※注）グリーン電力証書又はグリーン熱証書を含む場合に記載されます。

（日本産業規格A列4番）

クレジット創出事業番号ごとの内訳

項番	クレジット 創出事業 番号	認証電力量 (kWh) 又は認証熱量 (MJ)	特定温室 効果ガス 換算量 (tCO ₂)	再生可能エネ ルギーの種 類 (換算倍率)	削減義務に充て ることのできる削減 計画期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※注 発電量の換算係数は、次の値を使用している。
tCO₂/千kWh